

令和5年第12回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年6月9日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和5年第2回白井市議会定例会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・平田新子副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和八委員・広沢修司委員
徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 松丸健一
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。新しい議会となって初めての定例会ということで、今回は議事日程を決めることになっております。新型コロナの方も5類になりましたし、だいぶ対応も議会事態変わってまいっております。滞りなく進行が出来ますよう、皆様のご協力をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。先ほど委員長さんの方からお話がありましたが、新しいメンバーで、新しい議員のもと、6月の議会がスタートします。私も2期目に入りましたので、初心を忘れないで、いろいろな意見を確認しながら、そして皆さんと情報共有をしながら進めていきたいと思っております。今後とも4年間よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、令和5年第2回市議会定例会に係る、議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。第2回市議会定例会は、6月16日金曜日午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。市から提案いたします案件は、報告につきましては、令和4年度の継続費繰越計算書について3件、令和4年度の繰越明許費繰越計算書について1件、令和4年度の建設改良費繰越計算書について1件の合わせて5件になります。議案につきましては、監査委員の選任についてなど、人事案件が10件、白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定など、条例に関する案件が7件、令和5年度一般会計の補正予算について2件の合わせて19議案になります。

詳細につきましては、このあと、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和5年第12回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和5年第2回白井市議会定例会について。

①提案予定の議案等についてを議題とします。

執行部より、今定例会に提案を予定されている議案の内容について、説明を願います。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 皆様、あらためましておはようございます。総務課長の齊藤でございます。よろしくお願いたします。令和5年第2回市議会定例会の議会運営委員会の資料に基づきまして説明をさせていただきますので、資料の方をご覧くださいと思います。

今、市長からありましたとおり、今議会につきましては、報告案件が5件、議案が19件ございまして、内人事案件が10件、条例の一部改正等が7件、補正予算が2件となっております。

まず、報告第1号、継続費繰越計算書について、所管課は財政課となります。令和4年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、4事業の令和4年度の年割額の執行残額を令和5年度に繰り越したので報告するものでございます。事業の内訳でございますが、まずは、一つ目 土地評価替事業、こちら繰越額が334万4,000円。次に、雨水排水施設台帳作成事業、翌年度繰越額が、2,500万円。続いて、市道新設改良事業（市道03-017号線）、翌年度繰越額が2,660万7,000円。四つ目が、都市公園等整備事業（仮称 富士公園）、翌年度繰越額が7,230万5,000円でございます。

報告第2号、継続費繰越計算書について、所管課は上下水道課となります。令和4年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書について、白井市水道事業創設及び第一次拡張事業の令和4年度の年割額の執行残額を令和5年度に繰り越したので報告するものでございます。こちら翌年度繰越額は2億5,588万1,520円でございます。

報告第3号、継続費繰越計算書について、所管課は上下水道課でございます。令和4年度白井市下水道事業会計継続費繰越計算書について、下水道管渠築造工事委託料（神崎20号雨水幹線9工区）、こちらの事業の令和4年度の年割額の執行残額を令和5年度に繰り越したので報告するものでございます。翌年度繰越額は、2,070万円でございます。

2ページにかけまして、報告第4号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課となります。令和4年度白井市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和4年度内に完了しなかった全部で13事業、合計で6億7,768万6,700円につきまして令和5年度に繰り越したので報告するものでございます。内訳ですが、一点目が、電算維持管理に要する経費の内、全庁ネットワークリプレイス導入一時経費、こちら翌年度繰越額が3,327万5,000円。公共施設保全管理事業の内、高齢者就労指導センター維持保全工事、翌年度繰越額が5,689万2,000円。原油価格・物価高騰対応に要する経費の内、出産育児応援給付金、翌年度繰越額が50万6,000円。原油価格・物価高騰対応に要する経費の内、高校生等医療費助成、翌年度繰越額が3,889万9,000円。農業生産技術・経営改善支援事業の内輝けちばの園芸次世代産地整備支援事業補助金、翌年度繰越額が285万8,000円。道路維持修繕事業の内、道路修繕工事といたしまして、翌年度繰越額が1億1,303万円。同じく、道路維持修繕

事業の内、道路法面改修工事、翌年度繰越額が1億5,000万円。工業団地アクセス道路整備事業の内、市道00-136号線道路改良工事、こちらの翌年度繰越額が7,477万8,000円。公園施設環境整備事業、翌年度繰越額が2,162万5,700円。感染症流行下における学校教育活動体制整備事業、翌年度繰越額が1,935万円。中学校施設改修等事業の内、白井中学校・大山口中学校・南山中学校柔剣道場改修工事監理委託及び改修工事、こちらの翌年度繰越額が1億5,361万5,000円。学校給食センター運営に要する経費の内、賄材料費高騰分、翌年度繰越額が1,140万7,000円。桜台小中学校給食運営に要する経費の内、賄材料費高騰分、翌年度繰越額が145万1,000円でございます。

つづきまして、報告第5号、建設改良費繰越計算書について、所管課は上下水道課となります。令和4年度白井市下水道事業会計建設改良費繰越計算書について、2事業の令和4年度の年割額の執行残額を令和5年度に繰り越したので報告するものでございます。事業でございますが、一つ目が、下水道管渠修繕実施設計委託、翌年度繰越額が659万5,000円。二つ目が、白井市神崎30号雨水枝線管渠実施設計業務委託、翌年度繰越額が1,428万円でございます。

つづきまして、議案の方に入らせていただきます。議案の方は第1号から第10号までは人事案件となります。こちらの人事案件につきましては、初日の採決をお願いしているところでございます。まず、議案第1号、監査委員の選任について、所管課は監査委員事務局と総務課となります。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会議員のうちから選任する監査委員につきまして、新たに、小田川敦子氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所は、白井市根、生年月日は昭和42年8月9日でございます。

議案第2号から議案第10号までは、農業委員会委員の任命についての議案でございます。所管課は、いずれも農業委員会事務局と総務課となります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、農業委員の任命について議会の同意を求めるもので、いずれも任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となります。まず議案第2号でございますが、農業委員会委員に五十嵐玲子氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所の方は白井市復、生年月日は昭和40年12月1日です。議案第3号につきましては、農業委員会委員に、高宮正明氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所は白井市清戸、生年月日は昭和32年11月6日でございます。議案第4号は、農業委員会委員に、岩井聡明氏を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。こちらの方は再任となります。住所が白井市堀込1丁目、生年月日は昭和52年5月28日でございます。4ページにかけまして、議案第5号、こちらは、農業委員会委員に、増田道恵氏を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。住所は白井市今井、生年月日は昭和42年12月7日でございます。議案第6号、こちらは農業委員会委員に、中村教雄氏を任命したいので、議会の同意を求めるもので、

中村氏についても再任となります。住所は白井市木、生年月日は昭和37年2月5日でございます。議案第7号、こちらは農業委員会委員に、齊藤和博氏を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。住所が白井市神々廻、生年月日は昭和37年3月18日です。議案第8号、こちらは農業委員会委員に、中嶋健次氏を任命したいので、議会の同意を求めるもので、住所が白井市根、生年月日が昭和31年4月5日でございます。議案第9号、こちらは農業委員会委員に、山崎正司氏を任命したいので、議会の同意を求めるもので、山崎氏についても再任となります。住所が白井市中、生年月日が昭和36年11月20日でございます。議案第10号、こちらは農業委員会委員に、海老原菊夫氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所が白井市平塚、生年月日が昭和32年5月27日でございます。

続きまして、議案第11号、白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は子育て支援課と文化センターと総務課となります。白井市子ども・子育て会議について、子ども・子育て支援法の改正に伴う規定を整理するとともに、白井市文化センターのあり方検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。主な内容といたしましては、白井市子ども・子育て会議の担任する事務について、法の根拠規定に条項ずれが生じたので所要の整理を行うもの。白井市文化センターのあり方検討委員会の担任事務である白井市文化センターのあり方についての調査審議が終了したので、同委員会を廃止するものでございます。施行期日は公布の日です。

続きまして、議案第12号、白井市税条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は課税課となります。こちらは、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、主な内容といたしましては、個人の市民税の賦課徴収に係る森林環境税の賦課徴収の規定を整備するもの、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡略化するもの、軽自動車税の種別割における特定小型原動機付自転車を第1種区分とするため、ミニカー区分に除外規定を整備するもの、軽自動車税に係る不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。施行期日につきましては、令和6年1月1日ほかとなっております。

続きまして、議案第13号、白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は市民課と総務課となります。「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正に伴う規定の整備をするとともに、多機能端末機に関する規定の整理をするため、条例の一部を改正するものでございます。主な内容といたしましては、法改正に伴い、新たにスマートフォンに登載された利用者証明用電子証明書による印鑑登録証明書の申請及び交付を可能にするもの。証明書交付機能を有する多機能端末機の定義を整理するものでございます。施行期日につきましては、規則で定める日ほかとしております。

議案第14号、白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定について、所管課は保育課となります。こども家庭庁の設置に係る関係法令の整備に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容といたしましては、厚生労働省令で定めます「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴いまして、引用規定における主務大臣の変更を整理するものでございます。施行期日は公布の日です。

議案第15号、白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は保育課となります。こども家庭庁の設置に係る関係法令の整備に伴い、条例の一部を改正するもので、主な内容といたしましては、内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、引用規定の条項ずれ及び主務大臣の変更を整理するものでございます。こちらも施行期日の方は公布の日としております。

議案第16号、白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は障害福祉課となります。こども家庭庁の設置に係る関係法令の整備に伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な内容といたしましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴いまして、引用規定における主務大臣の変更を整理するものでございます。施行期日は公布の日としております。

議案第17号、白井市障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は障害福祉課となります。こども家庭庁の設置に係る関係法令の整備に伴いまして、条例の一部を改正するものです。主な内容といたしましては、「児童福祉法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、引用規定における主務大臣の変更を整理するものでございます。施行期日は公布の日としております。

議案第18号、令和5年度白井市一般会計補正予算（第4号）、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,988万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億4,234万円とするものでございます。主な補正内容ですが、物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動等に係る家計負担を軽減し、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、小学校1年生から中学校3年生までの子どもに対し、県の「子どもの成長応援臨時給付金給付事業」を市が実施するための給付費及び事務費を計上するものでございます。また、物価高騰の影響を踏まえ、小学校入学前の小さな子どもの成長に欠かせない食や育児用品、保育園・幼稚園等に係る家計負担を軽減し、未就学児を養育する子育て世帯を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市独自の「未就学の子どもの成長応援臨時給付金事業」を実施するための給付費及び事務費を計上するものでございます。こちらの補正

予算第4号につきましては、支給事務等の準備期間等をふまえて、16日、初日の採決をお願いしているところでございます。また、午後の全員協議会の方で詳細につきまして、担当課の方から説明をさせていただきます。

議案第19号、令和5年度白井市一般会計補正予算（第5号）、こちら所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億3,893万4千円とするものでございます。主な補正内容でございますが、「しろいガチャ」の缶バッジを追加で発注するとともに、新たに販売用の「なし坊ぬいぐるみ」を制作するための費用を計上するもの。生活保護の基準の見直し等のため、生活保護システムの改修が必要となることから、所要額を計上するもの。厚生労働省が制定した令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱において、昨年度県で実施していた個別接種促進のための支援に関する事業が、市町村において実施する事業として位置付けられたことに伴い、事業の実施に必要な所要額等を計上するもの。令和4年度から継続して実施している「工業団地内の雨水排水施設台帳データ作成業務委託」について、台帳作成に必要な管路内のカメラ調査を実施したところ、障害物が確認されたため、障害物の除去作業及び運搬処理等を実施するための所要額を計上するもの。市道修繕工事における国庫補助金の内示結果が予算額を下回ったことから、内示結果に応じた執行とするため事業費を減額するものでございます。

また、このほか、議員の皆様から提案を頂いておりますコロナ交付金関係で交付金を活用する事業について、7月11日の最終日に補正予算を追加提案するというので現在考えております。また、日程等につきましては、事務局を通じまして調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。説明の方は以上です。

○柴田委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 大丈夫ですか。ではこのことは終わりいたします。執行部の方ありがとうございました。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私の方から請願、陳情、一般質問についてご説明いたします。まず、請願からでございます。お手元に配付の請願受理一覧表をご覧くださいと思います。今回、請願は2件提出されております。1件目は受理番号第2号、令和5年5月18日受理、件名は、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書、請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長 田中弘美さん、住所は、千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館、

紹介議員は 広沢修司議員でございます。請願事項は、1項、読み上げますと、2024年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択したいいただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出くださいという内容でございます。

2件目は受理番号第3号、令和5年5月18日受理、件名は、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、請願者は、2号と同様、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長 田中弘美さん、住所は、千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館、紹介議員は、広沢修司議員でございます。請願事項は、1項目で2024年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択したいいただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出くださいという内容でございます。

つづきまして、陳情の説明をいたしますので、お手元に配付の陳情受理一覧表をご覧ください。今回は、陳情が2件提出されており、内1件は市内からの陳情となります。1件目、受理番号第1号、令和5年5月15日受理、件名は、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書、陳情者は、インボイス制度を考えるフリーランスの会、代表 阿部伸さんとなります。住所は、東京都北区赤羽3-3-3 ドミール赤羽707。陳情事項は1項目、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求めること。

2件目でございます。受理番号第2号、令和5年6月6日受理、件名は、(仮称)白井市議会基本条例の制定を求める陳情、陳情者は、徳本悟 外1名でございます。住所は、白井市池の上2-9-1。陳情事項は、1項目で、全国の7割の市議会が制定している「議会基本条例」を、白井市でも制定されることを求めます。以上となります。

続きまして、一般質問についてご説明をいたします。お手元に配付の一般質問一覧表をご覧くださいと思います。1ページをめくっていただきまして左側のページになりますが、今回15名の議員さんから、合計35項目の通告をいただいているところでございます。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で議会事務局より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では次に、議長から、請願、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

○岩田議長 今定例会においては、請願2件、陳情2件の提出がありました。請願第2号については、付託先を教育福祉常任委員会をお願いしたいと思っております。請願第3号についても、付託先を教育福祉常任委員会をお願いしたいと思っております。次に、陳情第1号に

については、市外からの陳情となりますので、先例どおり議長報告としたいと思います。それから陳情第2号については、市内の陳情者ですから付託先を総務企画常任委員会をお願いしたいと思います。以上です。

○柴田委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明のありました請願、陳情の取扱い及び議案付託委員会について、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

請願第2号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、請願第2号は教育福祉常任委員会に付託することに決定しました。請願第3号の取扱いについて、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、請願第3号も教育福祉常任委員会に付託することに決定しました。では、陳情第1号の取扱いについては、市外からの陳情ですので議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。では、陳情第2号の取扱いについては、総務企画常任委員会に付託するものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、陳情第2号は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。次に、議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり議案については付託することに決定いたしました。

○岩田議長 ちょっと待ってください。議案の付託先は、私、言っていませんが。

○柴田委員長 失礼いたしました。陳情第2号の付託のところまでですね。では、次に議案の委員会付託について、議長から説明を求めたいと思います。議長お願いいたします。

○岩田議長 執行部より今定例会に提案予定されている議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○柴田委員長 議案の付託表は確認されていますでしょうか。よろしいですか。では、議案の付託委員会については、議長説明のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。では次に、議題の2番、会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程案及び議事日程案についての説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、始めに会期日程について説明させていただきます。初めに会期日程案についてご説明をいたしますので、会期日程案をご覧ください。日程につきましては、6月16日から7月11日までの26日間としています。

始めに、6月16日につきましては、記載のとおりなんですけれども、先ほど執行部の方から補正予算について、初日採決を求めるお話もございましたので、一部順番を入れ替えてございます。説明させていただきます。まず、議席の一部変更、それから会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告のあと、報告第1号から報告第5号及び議案第1号から議案第19号についてまで一括上程、報告及び提案理由の説明、それから議案第1号から議案第10号について質疑、討論、採決、次が順番を入れ替えているんですけれども、議案第18号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決、その後に議案第11号から議案第17号及び議案第19号について議案内容の説明と考えております。初日採決するものを先にもってきているというような流れでございます。次に一般質問につきましては、6月21日に5名、22日に5名、26日に5名でお願いしたいと考えております。また、6月21日の正午には、大綱的質疑の締切りとさせていただきたいと考えております。次に、6月27日につきましては、議案第11号から議案第17号及び議案第19号についての大綱的質疑の後、常任委員会への付託となります。次に、6月28日、29日、30日までにつきましては、各常任委員会の開催。最終日を7月11日として、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。会期日程案につきましては以上となります。

続いて議事日程案についてご説明いたしますので議事日程案をお開きください。日程第1 議席の一部変更から、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、報告5件、議案19件、請願2件、陳情2件及び一般質問となります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 ただいま説明のありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定しました。

議題の2、その他についてを議題とします。

委員皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に、議長から何かございますか。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局長から何かございますか。

○永井議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 ほかに何かございますか。ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。終了いたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月7日

議会運営委員長 柴田 圭子